

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

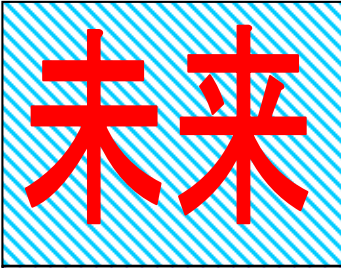
ゆたかに均等待遇を。

なげうち差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利した！

Twitterページを開設しました！ 未来のツウクナンバーも見れます。 <https://twitter.com/Unionkyusyu> ユニオン長崎で検索！

# アソシエイト社員を対象とする 扶養手当制度が導入されます



郵政産業ユニオン  
**PIWU**  
全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4026  
20年1月24日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。  
今日からランタン祭りが開催されます。期間中には約100万人の人口が見込まれています。  
新型コロナウイルスの蔓延も怖いですが、人込みでの交通事故などにも十分気を付けましょう。

2020年4月1日から、アソシエイト社員(月給制契約社員、時給制契約社員及び短時間社員)に対して扶養手当制度が導入されます。  
すでに職場で周知が行われていますが、この扶養手当を受給するには、所定の証明書類を期限までに提出する必要がありますので、「未来」でも説明します。

支給対象者は  
\*アソシエイト社員のうち、月給制契約社員・

時給制契約社員及び短時間社員。  
\*扶養手当の支給対象期間は、社員が60歳に達した日以後における最初の3月31日まで。  
また4月1日付けでアソシエイト社員になる予定の者も含まれますが、手当申請に先立ちアソシエイト社員への転換申請を行う必要があります。



申請手続き  
新たに扶養手当の適用を希望する者については、現契約においてアソシエイト社員である者(以下、A申請対象者という)は2月3日まで、4月1日付けでアソシエイト社員となる予定の者(以下、B申請対象者という)は2月18日までに、所定の証明書類を提出



者(以下、A申請対象者という)は2月3日まで、4月1日付けでアソシエイト社員となる予定の者(以下、B申請対象者という)は2月18日までに、所定の証明書類を提出

する必要はありません。  
制度導入については賛成ですが、対象者がアソシエイト社員だけ、手金額が正社員に比べて低額などの問題もあり、引き続き改善を求めています。

## 1、スケジュール

項目	実施時期
手当申請期限	A申請：2月3日 B申請：2月18日
不備対応期限	A申請：3月6日 B申請：3月19日
手当支給開始	月給制及び短時間：4月月例 時給制：5月月例

\* A=現アソシエイト社員、B=4月1日付けでアソシエイト社員となる者

## 2、支給要件

- \* 次のいずれかに該当し、他に生計の途がなく主として社員の扶養を受ける者を社員の扶養親族とし、扶養手当を支給する。
- ①配偶者(婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
  - ②満22歳以下の子(満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)
  - ③満65歳以上の父母及び祖父母
  - ④満22歳以下の弟妹及び孫
  - ⑤重度心身障害者
  - ⑥②又は④のうち、満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族については、一定額を加算する。
- \* 収入年額が134万円以上の者、他企業等から扶養手当に相当する手当を受給している者は、社員の扶養親族とはしない。  
\* 社員が他の者と共同して同一人を扶養している場合、社員がその者の生計費の2分の1以上を実際に負担している時に限り、その者を社員の扶養親族とする。

## 3、手当額

扶養親族の区分	時給制契約社員	月給制契約社員(下記は週所定労働時間)			短時間社員
		40時間	35時間	30時間	
①配偶者	28円	4,800円	4,200円	3,600円	2,400円
②子ども	29円 (*54円)	5,000円 (*9,400円)	4,300円 (*8,300円)	3,700円 (*7,100円)	2,500円 (*4,700円)
③父母及び祖父母 ④弟妹・孫 ⑤重度心身障害者	7円	1,200円	1,100円	900円	600円
⑥特別加算	23円	4,000円	3,500円	3,000円	2,000円

②子どもにおける\*の手当額は、配偶者を欠く社員のうち、一人目のみに適用する。  
時給制契約社員には正規の勤務時間における勤務に対して時給で、月給制契約社員及び短時間社員には月給で支給する。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。